

## 平成30年度「若年技能者人材育成支援等事業」に係る推進計画書

### ○事業の趣旨・目的

若者のものづくり離れ、技術離れが見られる中、技能労働者の地位の向上を図り、若者が進んで技能者を目指す環境を整備する必要がある。そしてものづくり産業が競争力を維持し、発展を遂げていくために、産業の基盤となる高度な技能を有する技能者の育成が不可欠である。

また、労働者一人ひとりが情報技術を有効に活用できることが重要であることから、情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身に付けることが必要である。

このため、本事業においては、技能尊重気運の醸成や若年技能者の人材確保・育成を主目的として、地域における技能振興事業及び厚生労働省「ものづくりマイスター」事業を展開する。

### ○計画内容

I. 地域における技能振興事業	
1 技能五輪全国大会予選の実施等	<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>独自の選考基準により推薦する職種のうち、大会参加が見込める、ITネットワークシステム管理で、平成30年度の技能五輪全国大会について予選を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・競技（予定）ITネットワークシステム管理職種</li><li>・開催時期：平成30年5月から平成31年2月まで</li></ul>
	<p>(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり技能競技大会への参加支援の実施</p> <p>第56回技能五輪全国大会及び第13回若年者ものづくり技能競技大会に選手を参加させる中小企業や教育訓練機関に対し、参加選手及びその指導者等の参加旅費及び工具等の運搬費の援助を行い、大会参加を促進します。</p>

<p>2 ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</p>	<p>(1) 地域のものづくり体験等イベントへの参加  鹿児島県、県技能士会連合会を中心に34の職種団体等で構成される鹿児島県技能祭実行委員会の主催により、毎年、職業能力開発促進月間に開催されている鹿児島県技能まつりに参加し、職業能力開発施設や職種団体等と連携し、「ものづくり体験教室」、「熟練技能者による実演」などを行うことで、イベントの内容を充実し、より一層の効果を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時：平成30年11月</li> <li>・会場：かごしま県民交流センター（鹿児島市）</li> </ul> <p>(2) 熟練技能者の派遣による実技指導の実施  若年技能者の人材育成においては、技能習得の意欲を持たせることが重要であることから、ものづくりマイスターの対象になっていない技能検定職種について、技能検定2級又は3級の課題を基に、熟練技能者をインストラクターとした実技指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：平成30年6月から平成31年2月まで</li> <li>・実施（予定）職種：園芸装飾、フラワー装飾など</li> </ul> <p>(3) 熟練技能者の派遣によるものづくり体験教室の実施  ものづくりマイスターの対象になっていない技能検定職種について、小中学校へ熟練技能者の派遣によるものづくり体験教室を実施することで「ものづくりの魅力」を伝えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：平成30年6月から平成31年2月まで</li> <li>・対象者：小中学校の児童・生徒</li> <li>・実施（予定）職種：園芸装飾、フラワー装飾など</li> </ul> <p>(4) ITを活用した生産性向上の取組みを実施する企業の好事例発表及び意見交換の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期：平成30年6月から10月までの間に1回</li> </ul> <p>(5) 「ブロックごとのイベント」への参加  「ブロックごとのイベント」に協力して取り組みます。</p>
-------------------------------------	---

II. ものづくりマイスター・ITマスターの認定、登録に関する業務	
1 ものづくりマイスター・ITマスターの開拓	<p>(1) 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター・ITマスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット等の配布</li> <li>・配布・訪問等先：企業・業界団体、技能検定受検者所属事業所など</li> <li>・ものづくりマイスター認定数：13人以上（予定）</li> <li>・ITマスター認定数：2名以上（予定）</li> </ul>
2 ものづくりマイスター・ITマスターへの説明	<p>(1) 認定を受けたものづくりマイスター・ITマスターには、実技指導等を開始する前に、中央技能振興センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導法等講習を受講する必要がある旨を周知します。</p> <p>(2) 認定証交付時、または平成29年度以前から登録している者が当該年度に初めて実技指導等を開始する前に、コーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について、文書により通知し説明を行います。</p>
3 申請書類の取りまとめ	<p>(1) ものづくりマイスター・ITマスターの認定申請を行う者に対して申請書類の確認を行うなど円滑な事務処理の実施を支援し、申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出します。</p>
4 ものづくりマイスター・ITマスターに対する研修	<p>(1) 新たに認定されたものづくりマイスター・ITマスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施します。指導技法等講習の実施に当たっては、中央技能振興センターが作成した「ものづくりマイスター指導技法等講習教材」を活用します。</p>

III. ものづくりマイスター・ITマスターの活用に係る業務	
1 若年技能者の人材育成に係る相談・援助	<p>(1) コーナーの相談窓口において、若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助及びものづくりマイスター・ITマスター派遣のコーディネートなどを行います。</p>

<p>2 ものづくりマイスター・ITマスターの派遣による指導の実施</p>	<p>(2) 若年技能者の人材育成に取り組む企業、中小企業団体及び教育訓練機関等と連携を図り、技能五輪全国大会の競技課題等を基にした、ものづくりマイスター・ITマスターによる実技指導を実施します。</p> <p>・実施時期：平成30年6月から平成31年2月まで</p>
<p>3 「目指せマイスター」プロジェクト</p>	<p>(1) 学校の授業等への講師派遣 地域の教育機関関係者からの要請に基づいて、学校の授業等にもものづくりマイスター・ITマスターを派遣し、「ものづくりの魅力」「ITの魅力」の発信に係る講義を行います。</p> <p>・実施時期：平成30年6月から12月まで</p> <p>・対象者：小中学校の児童・生徒</p> <p>・実施職種：14職種程度</p> <p>(2) ものづくりマイスター・ITマスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所等の見学の実施</p> <p>・実施時期：平成30年6月から12月まで</p> <p>・対象者：小中学校の児童・生徒</p> <p>(3) 学校の教師、児童・生徒の保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」「ITの魅力」講座等への講師派遣</p> <p>前述(1)を実施する場合には、学校の教師、児童・生徒の保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」講座等を事前に実施します。</p> <p>・実施時期：平成30年5月から12月まで</p> <p>・対象者：教師、児童・生徒の保護者</p> <p>(4) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 若者サポートステーション（以下「サポステ」という）からの要請があった場合には、サポステの支援対象者を対象として、ものづくりマイスター・ITマスターを派遣し、ものづくり体験等を行います。</p> <p>(5) ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習 一人親方や自ら事業を営んでいるものづくりマイ</p>

	<p>スターに対して、当該職場ならではのものづくり体験を含む職場体験実習の実施の要請を行います。</p> <p>なお、要請に応じて職場体験実習を行うマイスターに対しては、マイスターが想定する対象者を確保するため、地域の学校、ハローワーク、サポステに対して職場体験実習の参加を働きかけます。</p>
--	--

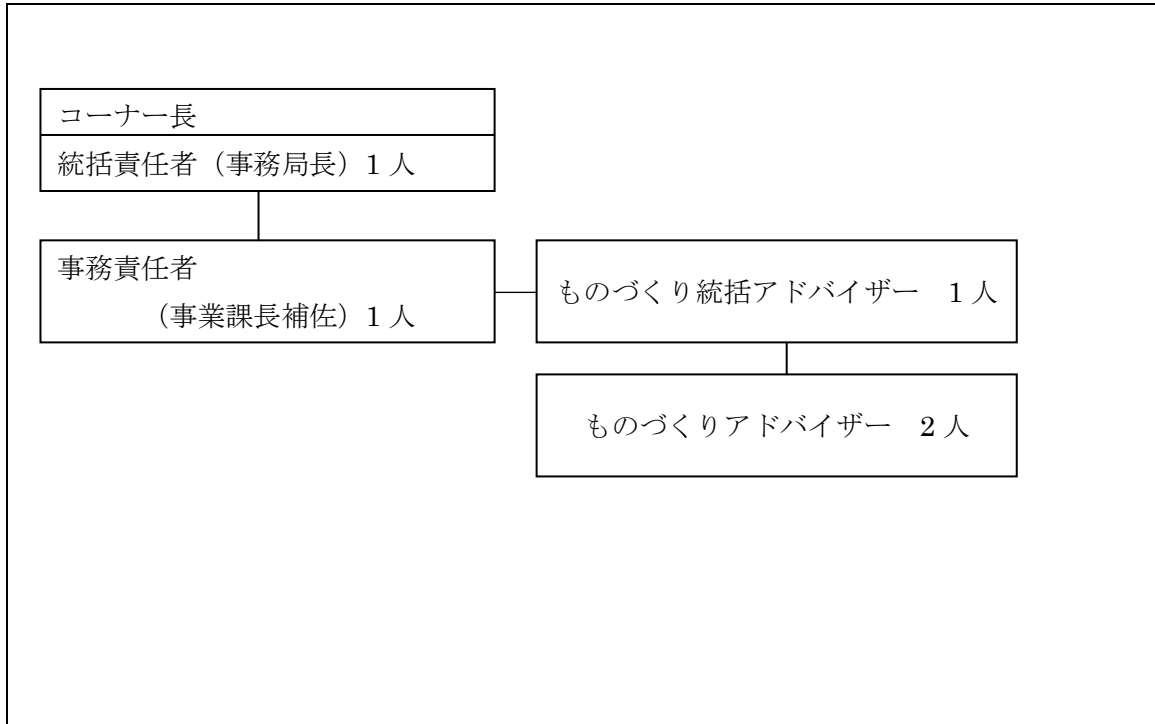
IV. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
<p>1 連携会議の設置</p>	<p>(1) 関係団体等及び教育関係者をメンバーとする連携会議を設置し、運営するものとします。</p> <p>なお、関係機関から十分な協力が得られるようメンバーの選定を行います。</p> <p>[予定メンバー]</p> <p>①県中小企業団体中央会  ②県技能士会連合会  ③一般社団法人鹿児島県建築協会  ④株式会社サナス  ⑤九州職業能力開発大学校  附属川内職業能力開発短期大学校  ⑥独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  鹿児島支部 鹿児島職業能力開発促進センター  ⑦県立宮之城高等技術専門校  ⑧県高等学校教育研究会工業部会  ⑨県中学校技術・家庭科教育研究会  ⑩鹿児島労働局職業安定部訓練室  ⑪県雇用労政課  ⑫県教育庁高校教育課  ⑬県教育庁義務教育課  ⑭鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課  ⑮県職業能力開発協会</p>
<p>2 連携会議の開催</p>	<p>(1) 連携会議は、年2回開催するものとし、年度始に地域の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取組や、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定、年末に進捗状況報告及び次年度推進計画の策定を行います。</p>

## V. 実施体制

1 地域に対するサービス提供  
方法

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号）にコーナーを設置します。

2 事務所の体制



○目標

1. 成果目標	
(1) ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度	90%以上
(2) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした訓練生の割合	90%以上
(3) ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度	90%以上
(4) ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合	80%以上
(5) 地域における技能振興事業の参加者の満足度	90%以上
2. 活動目標	
(1) ものづくりマイスターの認定者数	13人以上
(2) ITマスターの認定者数	2人以上
(2) ものづくりマイスターの活動数	1,840人日以上